

特集

障害者差別解消法の「合理的配慮」と市民活動



障害者差別解消法が4月に施行され、半年以上が過ぎた。法の成立に深く関わってきた市民活動もあり、またそうではない市民活動にも少なくとも団体として差別解消のさまざまな義務が課せられている。市民活動は、障害者差別の解消に今後どう取り組み、どのような役割を果たしていけるのか、改めて考えたい。

【特集チーム】編集委員：梅田たけし、華房ひろ子、牧口明、増田宏幸、村岡正司、百瀬真友美

障害者差別解消法について

～NPOの法的義務

関係者には周知のことであるが、2016年4月1日より「障害者差別解消法」が施行された。

この法律は13年の6月に制定されたもので、06年に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を批准するための国内法整備の柱とされたものである。この法の制定に至るまでには、1970年代に巻き起こった障害当事者による権利（回復）要求運動以来の実に長い道のりが必要とされた。

その前身であるが、骨格は、11年8月に改定された障害者基本法第4条にある「差別の禁止」規定について、より具体的に、「差別を解消するための措置」として①差別的取り扱いの禁止と②合理的配慮の不提供の禁止を掲げ、前者については、国・地方公共団体のみでなく民間事業者についても法的義務とし、後者については、国・地方公共団体は法的義務としたものの、民間事業者については努力義務にとどめた。ただ、その努力の実態について、主務大臣が必要に応じて

「障害者差別解消法」制定・施行までの主な歩み

1990(平成2)年	7月	「障害を持つアメリカ人法(ADA)」制定
93(平成5)年	12月	「障害者基本法」公布・施行
	12月	国連総会で「障害者の機会均等化に関する基準規則」採択
94(平成6)年	6月	「ハートビル法」公布(同年9月施行)
99(平成11)年	5月	「障害者欠格条項をなくす会」結成
2000(平成12)年	5月	「交通バリアフリー法」公布(同年11月15日施行)
04(平成16)年	6月	「障害者基本法」改定(施策の基本理念として「差別の禁止」を明記)
06(平成18)年	6月	「バリアフリー新法」公布(06年12月20日施行)
	12月	「障害者の権利に関する条約」採択(08年5月3日発効:略称は「障害者権利条約」:日本の署名は07年9月28日)
09(平成21)年	12月	内閣府に「障がい者制度改革推進本部」設置
11(平成23)年	6月	「障害者虐待防止法」公布
	8月	「障害者基本法」改定(差別禁止に「合理的配慮」概念を導入)
12(平成24)年	9月	内閣府障害者政策委員会差別禁止部会が差別禁止法への意見書をとりまとめる
13(平成25)年	6月19日	「障害者差別解消法」成立(6月26日公布)
15(平成27)年	2月	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」閣議決定
16(平成28)年	4月1日	「障害者差別解消法」施行

報告を求め、助言、指導、勧告を「することができ」（12条）と定めるとともに、報告要請に応じなかったり虚偽の報告をおこなったりした場合には「20万円以下の過料に処する」（26条）とされた。

この法律では、肝心の差別の定義について、障害者基本法第4条の「障害を理由とする権利侵害行為」と「社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害（合理的配慮の不提供）」の2概念を超える定義はなされていないが、法律の制定をリードした内閣府の障害者政策委員会差別禁止部会が提出した『障害を理由とする差別の禁止に関する法制』

理由とする権利侵害行為」と「社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害（合理的配慮の不提供）」の2概念を超える定義はなされていないが、法律の制定をリードした内閣府の障害者政策委員会差別禁止部会が提出した『障害を理由とする差別の禁止に関する法制』については、以下のような概念整理がおこなわれた。すなわち、障害者差別には「直接差別」「間接差別」「関連差別」「合理的配慮の不提供」の4類型が考えられる。そのうち直接差別は、障害を直接の理由とする区別・排除・制限等の健康者とは異なる取り扱い。間接差別は、外形的には中立の基準・規則・慣行ではあっても、それが適用されることにより結果的には健康者に比較して障害者に不利益が生じる取り扱い。関連差別は、障害に関連する事由（車いすを利用しているとか盲導犬を連れていかなど）を理由とする区別・排除・制限等の異なる取り扱い。合理的配慮の不提供は、障害者に健康者と平等な権利の行使または機会や待遇が確保されるには、その者の必要に応じて現状が変更されたり、調整されたりすることが必要である（車いす利用の勤労者のために事業所の段差をなくすなど）にもかかわらず、そのための措置が講じられない場合、との規定である。

この概念規定は今日国際的に普及しているものであるが、障害者差別解消法では、直接差別と間接差別・関連差別は、実際にはその区別が困難な場合もあるもので、これを「障害又は障害に関連した事由を理由とする差別類型」（不均等待遇）として一本化し、前述のように「差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の不提供の禁止」を掲げることが提案されたという経緯がある。

今回の法律施行に当たって、法の規定に基づいて国が「基本方針」を定め、それに基づいて、国および地方公共団体や独立行政法人の職員に対する「対応要領」、一般事業者向けの「対応指針」が策定され、都道府県をはじめ各地の自治体等でも独自の指針が策定されている。そこでは「何が差別に当たるとするか」や「どのような対応が求められるのか」がかなり具体的に示されているが、その趣旨が民間事業者にどの程度浸透しているのかは定かでない。特に、法で規定されている差別の2類型の一つである「合理的配慮の不提供」という概念については理解がなかなか困難なようである。

先にも述べたようにこの「合理的配慮」義務は、民間事業者については努力義務ということになっているが、その民間事業者にはNPOも含まれている。そこで今号では、この合理的配慮義務を中心に、NPOにとつての障害者差別解消法について考えてみた。

編集委員 牧口明

うおろ君の
気にな〜る
セミナー



まんが ■ ラッキー植松



セルフネグレクトとは、自分自身に
関心がなくなり、生きることに投
げやりになってしまうことをいう。長期間
掃除をしない、風呂に入らないなどのよう
に、日常生活がおろそかになり、結果、人
間関係も疎遠になってしまう。たとえば
高齢者支援の現場では、支援対象者自ら
が必要な医療や介護保険サービスを拒否
するケースもある。

その原因は、家族・友人・地域社会から
の孤立、認知症、引きこもり、アルコール
依存症や抑うつ状態などからの移行、大
災害による生活環境の変化、経済的困窮
などさまざま。

セルフネグレクト状態に陥った高齢者
は、精神的に不安定になり、生活が荒れ、
住居が「ゴミ屋敷」化してしまったり、第
三者からの支援を拒否することで孤独死
を招いたりする可能性もあり、社会問題
化している。

日本において、現行の高齢者虐待防
止法にセルフネグレクトに関する規定はな
い。法的にセルフネグレクトを対象の二つに
できれば、家屋の立ち入り調査権とか支
援、指導の対象になるため、援助の幅も
広がるのではないかとされている。

なお、近年では核家族化やインターネット
の普及と相まって、対人関係が築けな
くなった若者も少なくなく、セルフネグレ
クトの若年化も問題視されている。

編集委員 杉浦健

「これからのNPO法につ
いて語らう会」開催、
改正NPO法は順次施行

10月12日、東京・永田町で「これか
らNPO法について語らう会」

NPO議員連盟と一緒に制度の未来を考
えよう」が開催された。シース・市民
活動を支える制度をつくる会と、日本N
POセンターの共催。参加者は70人。

会では、NPO議員連盟(以下、議連)
の国会議員や内閣府・衆議院法制局の職
員に、NPO関係者から6月のNPO法
改正への尽力に対する感謝の言葉が述べ
られた。また、議連共同代表の中合元議
員と辻元清美議員をはじめ、議連や内閣
府・衆議院法制局の方々から、NPO法
の成り立ちを振り返る温かなスピーチが
あり、市民・議員・国が力をあわせて育
てきた18年の歴史を感じる会となった。



法への期待に加
え、ボランティア
アバスの規制問
題、休眠預金や
遺贈推進など、
幅広い提案がな
された。9月に
亡くなった加藤
紘一元NPO議

員連盟代表をしのぶ機会にもなり、(三
女の)加藤鮎子衆議院議員の挨拶に続い
て、日本NPOセンター顧問の山岡義典
氏やシースの松原明理事がNPO法制定
当時の加藤氏の思い出を披露した。

なお、今回の改正NPO法の施行日は
段階的であり注意が必要だ。内閣府N
PO法人ポータルサイトの情報提供は公
布日に拡大されるが、以下は2017年
4月1日に施行となる。①NPO法人設
立など認証を申請した後の縦覧期間が、
2カ月から1カ月に短縮。②事業報告
書等を備え置く期間が、3年間から5年
間に延びる。③認定・仮認定NPO法人
に義務付けられている海外送金時の報告
が、事前提出から事後一括提出に緩和。
④仮認定NPO法人の名称が、特例認定
NPO法人に変わる。

そして、「資産の総額」が登記事項では
なくなり、代わりに貸借対照表の公告が
義務化されるのが、18年冬までの予定。
施行されれば決算のたびに法務局で登記
する必要がなくなるが、定款で公告の方
法に「官報」と記載している団体は、毎
年貸借対照表を官報に掲載しなければな
らなくなる。避けるには定款変更が必要
なので、総会で忘れないようにしたい。
シース・市民活動を支える制度をつくる会
池本桂子

次世代に遺す寄付を生かす
「全国レガシーギフト協会」
発足

「ガシーギフト」は、遺贈や資産
(遺産)を遺す寄付。遺贈には、遺言によ
る寄付と相続財産からの寄付、信託によ
る寄付などがある。これら寄付者の思い
を実現すると同時に、寄付財産が地域の
未来に生かされ継承されることを目指す
「全国レガシーギフト協会」(代表理事・
堀田力)が、11月14日発足した。

協会の複数の理事によると、東日本大
震災後、それぞれの所属団体で遺贈に関
する問い合わせや実績が増えているとい
う。とはいえこれまで遺贈に関する情
報は限られており、自治体や外郭団体、
大規模なNGOが、一般的な遺贈先だっ
たろう。身近な地域や特定の社会課
題解決に遺産を生かしたいと思っても、
どうしたらよいかかわからないことが多
かったのではないかと。

協会は、発足と同時に、遺贈寄付の
ポータルサイト「いぞう寄付の窓口」
をオープン。遺贈寄付に関心のある個
人、遺贈寄付を受けることに関心のある
団体、遺贈寄付について知りたい法律・
税務の専門家に対する情報提供を始め
た。また、設立時の加盟14団体が、遺贈

に関する無料相談窓口を設置。今後は、
それ以外の機関も含めて相談対応がで
きる人材の育成や、普及啓発活動、税制度
をはじめとした政策提言活動などにも取
り組む。

同日午後には設立シンポジウムが開催
され、法律や税務の専門家、財団関係
者、市民活動関係者など150人が参
加した。基調講演では、先行するイギ
リスの取り組みについてRemember A
CharityのRob Cope氏が解説。その
後、協会理事による事例紹介とシンポジ
ウムが続いた。

少子化や親戚つきあいの希薄化なども
あり、遺贈への関心はますます高まるだ
ろう。協会の活動によって、多くの遺贈
者の思いが多様な活動に生き、後世の社
会の礎となることが期待される。

編集委員 百瀬 真友美



一般社団法人全国レガシーギフト協会 TEL:03-
6809-2590 (日本ファンドレイジング協会内)
「いぞう寄付の窓口」<https://izounomadoguchi.jp/>
(加盟団体の無料相談窓口案内も掲載)

ウォロ・バインダー、
いかがでしょうか?

ウォロ2年分(12冊)を
挟み込めるバインダーです。
(ウォロ1冊500円+送料250円)
お問い合わせはウォロ編集部 / volo@osakavol.orgまで

～市民視点のドキュメンタリー映画を紹介する

「厳は死刑が確定するまでは...」と姉の秀子さんは言う。獄中...



今月の作品「袴田巖 夢の間の世の中」

2016年/日本/119分/ドキュメンタリー 監督:金聖雄、撮影:池田俊巳、音楽:谷川賢作...

2014年に死刑囚の袴田巖さんが48年ぶりに釈放されたことは、マスコミで大きく取り上げられたのでご存知の方も多い...

小遣いをやる姿は、普通のおじいちゃんだ。 こうした個人の人生に踏み込むドキュメンタリーの制作は、相手との関係を築くところからすでに始まっている...



イラスト:杉浦 健

●今月の館主

おおがねく よしみ 大兼久 由美 沖縄生まれ。柴田昌平監督のドキュメンタリー映画『ひめゆり』(2007)『森聞き』(2011)『千年の一滴 だししょうゆ』(2014)のプロデューサー...

「すみまめカフェ」

町情緒たっぷりの商店街に面しコーヒーの香り漂う店内は、開放的で木の温もりのある見た目は「お洒落な喫茶店」である...



「すみまめカフェ」の外観。 向かって左側に介護の相談室



コーヒーをいれ、パスタも作る渡邊宗貴代表と店内。奥に介護相談室が見える



店内には墨田区の工芸品や土産品を紹介する黒板地図も。商品の一部は店内で販売



昔懐かしいキラキラ橋商店街のにぎわい

すみまめカフェ 東京都墨田区京島3-39-8(キラキラ橋商店街) 京成押上線曳舟駅から南へ徒歩8分 営業時間/10:00～18:30(無休:盆・正月を除く) TEL 03-6657-5532

開店は2015年4月。株式会社クリエイティブ・ケア代表の渡邊宗貴さん(43)は、大手の介護企業に14年間勤めた社会福祉士でもある...

療のイメージを変える」「介護の見える化の促進」という「Cafe X介護のハナシ場」の構想を持っていた。「足を運びやすい介護事業所を作りたい。それに同じ家賃ならカフェ併設が経営的にも合理的」というわけである。

希望の裁判所～私たちはこう考える

日本裁判官ネットワーク編、LABO、2016年11月、2700円(税込)



少前に『絶望の裁判所』という本が、最高裁判所にも勤務経験のある元裁判官により上梓された。2001年の大規模な司法制度改革を経た現在においても「日本の裁

判がいかに絶望的な状況か」を説いた刺激的な内容で、法曹関係者を含め、人々の間で話題となった。 本書を著した「日本裁判官ネットワーク」は、1999年の政府の司法制度改革議論のスタートと時を同じくして設立された。とかく閉鎖的といわれる日本の裁判官の中で、司法の改革・発展を目指して、自由な発信や市民と共に歩む活動を続けている、日本で唯一の現職・元職の裁判官による有志グループである。それから十数年が経過した今、相次ぐロー

スクールの閉校や急増した弁護士人口問題など、批判も多い司法改革だが、彼らはそこに「希望」を掲げるために本書を出版した。いや、決して「希望」と呼ぶには十分ではない状況をも踏まえた上で、だからこそ敢えて「絶望」している暇などない、今こそ「希望」を語ろう!と訴える。 痴漢冤罪の恐ろしさをテーマに、裁判制度のある意味の「絶望」をリアルに描いて話

題となった映画『それでもボクはやってない』の周防正行監督は、本書に挑発的な推薦文を寄せている。 「裁判所に希望があるって? じっくり読もうじゃないか」 その言葉通り、「希望」の中身をしっかりと見極め、法曹界の中だけの議論にとどまらずに、司法を真に市民のものにするため、「希望」を「現実」に変える方策を見つけ出したい。 編集委員 大門 秀幸

日本裁判官ネットワーク・ホームページ http://www.j-j-n.com/

社会福祉法人の地域福祉戦略

全国社会福祉法人経営者協議会監修、河幹夫・菊池繁信・宮田裕司・森垣学編著、生活福祉機構、2016年4月、2000円+税



取組が主な柱となっている。社会福祉法人の存在意義や、その経営のあり方が問われているといえよう。 そのような社会的背景の中、本書は全国で先駆的な「公益的取組」を進める社会福祉法人経営者がそれぞれの実践から、地域福祉戦略のあり方を問うた書である。 本書の構成としては大きくわけて3部構成に整理することができる。社会福祉法人制度の変遷や、その中で問われてきた存在意義や役割を整理した第1部、社会的背景の中で問われてきた

課題に対しての事業展開の方向性を示した第2部、地域福祉や社会貢献の推進を積極的に行ってきた先駆的な社会福祉法人の事例を取り扱う第3部である。先に指摘した四つの点を最終目的としながら、持続可能で自律的な経営を確保しつつ、地域社会に利益の一部を還元し社会福祉法人制度に期待される社会的役割を担ってこそ社会福祉法人の存在価値があるというのが、本書の主な主張である。 本書の意義として以下の3点がある。①将来的な社会福祉法人経営のグランドデザインを提示

した上で、制度改革の論点を整理している点、②将来的に向かうべき経営モデルを示しながらガバナンス改革の意義や内容を提示している点、③地域福祉の戦略の重要性を指摘していくつかの経営実践を例示している点、である。 本書では実践事例の例示にとどまっているが、今後、社会福祉法人の経営については、制度外の地域の福祉ニーズに対し新たな事業を起し、地域住民・当事者の参画を得て共同して事業展開する事業戦略や事業運営の方法の提示が求められている。 編集委員 竹内 友章



アートで
市民活動

Vol.4



マチ・ヒト・ココロを元気にする
Community Art

アートスペース かおる

「ひみつのいいまこと」展(2016年11月開催)。書家・画家であった石井誠さんの三回忌記念作品展として、抽象絵画の大作や、書と絵画の融合されたような力強い作品を多数展示。

《特集》

障害者差別解消法の「合理的配慮」と市民活動

《東日本大震災・関西発～現地から伝える「被災地の今」》⑪

県外避難者のつながりをもう一度！
「全国避難者情報システム」
古部 真由美 (グラフィックデザイナー)

《ソシオロジックフォーカス～社会学の視点で世相を深読み》⑫

多様性の秩序
宮垣 元 (慶応義塾大学教授)

《うおろ君の気にな～るゼミナール》⑬

「セルフネグレクト」って？

《バラボラ・ニュース》⑭

「これからのNPO法について語らう会」開催、
改正NPO法は順次施行
次世代に遺す寄付を生かす「全国レガシーギフト協会」発足

《V時評》⑮

1. 「基準」に翻弄される市民を救うには？
2. あらゆる場に「参加の機会・窓口」を

《マーケティングは愛だーNPOのための入門講座》⑰

提供価値を磨きあげる！
長浜 洋二 (株式会社PubliCo (パブリコ) 代表取締役CEO)

《現場は語る ～コーディネートの現場から》⑲

企業の「強み」からアプローチするコーディネーション
梅田 純平 (大阪ボランティア協会 ボランティアコーディネーター)

《市民活動の暦(こよみ)～12月、1月にあったこと》⑳

20年前……「気候フォーラム—気候変動／地球温暖化を防ぐ
市民会議」結成

130年前……「東京婦人矯風会」結成

《U35》㉓

子どもの育ちを支えるために教師よりも市民活動を選んだ
門馬 優さん (特定非営利活動法人 TEDIC)

《この人に》㉔

村木 厚子さん

《アゴラ／シネマ／ライブラリー》㉖

「すみまめカフェ」／「袴田巖 夢の間の世の中」/
書籍紹介

《アートで市民活動—マチ・ヒト・ココロを元気にする Community Art》㉚

アートスペースかおる

(注)1939年神戸市兵庫区生まれの現代美術家。戦後の前衛美術運動をリードした具体美術協会の元会員で1972年の解散まで参加。現在も年間100近いイベント・展示会を開催、エネルギーに制作活動を続けている。



アートスペースかおる
神戸市中央区山本通4丁目27-10
電話/FAX 078-242-8770
http://art-kaoru.na.coocan.jp

ギャラリーと気づく人は少ないかもしれない。普通の家。客もオーナー一家も同じ玄関で靴を脱ぎ、同じ階段を使って客は展示室へ、家族は居室へというケースはあまり例を見ない。バスを降りて急勾配の脇道を登ると小さい表札に気づくものの、上から坂を駆け下りると素通りしてしまいうさだ。

上の古民家を改築した。建築屋に掛け合い、少ない資金で可能な限りのリノベーションを試み、もとの家の廃材を極力再利用。売れ残りの半端物の資材や、取り壊す家からドアなどを貰い受け、それらを活用することで現在のようなたたずまいになった。よって玄関に飾られた堀尾貞治(注)筆の「月寂亭」の看板の裏には、接剥亭としたためられている。

トやイベントやその打ち上げなどは、階下のダイニングキッチンで。気楽に出入りし、文字通り自宅にいるように寛げる、おうちギャラリーだ。

06年まで、勤務先のシヨールームの一角を活用し、知人のアート作品を展示していた。その急な閉鎖に伴い、すでに予定され告知も済んだグループ展を何とか実現させた。肉の策で自宅を開放したのがきっかけ。続けていく予定も自信もなかったが、アートを少しでも身近に感じてもらうため、展示に伴う利用料を実費ベースに抑え、個展を開くチャンスの少ない若い作家たちにも間口を広げてきた。以来、今に至るまでの丸10年間、展示が途切れた月はほとんどない。手書きのニューズレターも140号を超えた。収支ベースでみると安泰とはとてもいえないが、作家や客との交流を糧に続けている。

横を通る坂道からも一望できる裏庭の野外展示は現代アート中心で定期開催。年間ほぼ無休でいつでも目にする事ができる。ユニークなオブジェにひかれ、立ち止まる通行人も多い。すぐ裏山は森林浴を満喫できるハイキングコース。山と海とが間近なこのまちならではの、とっておきアートスペースだ。

編集委員 村岡正司

editor's note

◎発行者 牧里 每治
◎編集者 永井 美佳
◎編集委員長 増田 宏幸
◎編集委員 浅野 信之
磯辺 康子
鷗飼 健生
大島 一見
小笠原 慶彰
影浦 弘司
工藤 宏司
久保 友美
神野 武美
杉浦 健
大門 秀幸
竹内 友章
垂井 加寿恵
千葉 有紀子
筒井 のり子
永井 美佳
中田 万葉

新聞社勤務
グラフィックデザイナー
ライター
大阪ボランティア協会職員
場とつながりの研究センター
神戸女子大学教員
大阪ボランティア協会職員
大阪府立大学教員
ボランティア・市民活動ライブラリー館長
フリージャーナリスト
住みよいカルチャータウンをつくる会
自治体職員
ウォロ編集委員
神戸学院大学
印刷会社勤務・写真家
龍谷大学教員
大阪ボランティア協会事務局長
大学生

華房 ひろ子
早瀬 昇
牧口 明
村岡 正司
百瀬 真友美
山中 大輔
山野 瞳
山本 佳史
李 穎

ライフコーチ
大阪ボランティア協会常務理事
社会福祉士
(特活) ヒューマン・ビジョンの会
編集ラボ・ハンドレッド
団体職員
会社員
市民社会ドゥタンク代表
大阪ボランティア協会会員

◎事務局 影浦 弘司、編集ラボ・ハンドレッド
◎デザイン/DTP ADOアサノデザインオフィス
◎校正 村岡正司
◎発送協力 トミの会 / 元久の会 / 梅田 茂 / 岸田 和弘 / 中野 伊津子 / 福満 奈都 / 吉中 広子
◎制作・編集 大阪ボランティア協会「ヴォロ」編集部

●広告掲載のお申し込み、記事内容について
[TEL] 06-6809-4903
[FAX] 06-6809-4902
[E-mail] volo@osakavol.org
担当/ウォロ編集部

●購読のお申込み、定期購読の宛先変更
[TEL] 06-6809-4903
[FAX] 06-6809-4902
[E-mail] books@osakavol.org
担当/岡村豊子

●定期購読のご案内(2016年4月から)
1年間(6冊) 3,000円(送料、税込)



*本誌の発行費用の一部は大阪府共同募金会の助成を受けています。

編集後記

◆突然のガン宣告、なんの準備もしていなかったのに、あつたしました、無事手術も終わり、また元気に復活。しばらくの間我慢していた飲み会にも復活です。(浅)

◆新しいテーマは情報収集も取り上げ方もひと苦勞しますが、それだけやがりがいがあります。とはいえ発行が大幅に遅れ、大変申し訳ございませんでした。(百)

ヴォロ(Volo) 12・1月号/通巻510号
2016年12月1日発行

◎発行所 社会福祉法人 大阪ボランティア協会
〒540-0012 大阪市中央区谷町2丁目2-20 2F
市民活動スクエア CANVAS 谷町

◎印刷所 デジタル総合印刷株式会社
本誌掲載記事の無断転載を禁じます。
◎社会福祉法人 大阪ボランティア協会